

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人桜園

特別養護老人ホーム 桜の丘

1. 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

桜の丘は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 11 条の第 4 項の「サービスの提供に当たっては、当該入居者は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為を行ってはならない」ことを受けて、入居者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」を目指します。

2. 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束廃止委員会」を組織します。身体拘束等の適正化を目指すための取り組み等の確認、改善を検討します。特に緊急やむを得ない理由から身体拘束等を実施する場合、また実施している際の身体拘束等実施状況や適正性についての検討を行います。

特別養護老人ホーム桜の丘グループ 身体的拘束適正化検討委員会

グループ：介護老人福祉施設桜の丘、短期入所生活介護桜の丘、

通所介護：デイサービスセンター桜の丘

地域密着型居宅介護：グループホームさくらそう

住宅型有料老人ホームさくらそう

- 設置：令和 14 年 4 月 1 日
- 委員長：施設長
- 委員：施設長、事業部長、介護職員、ケアマネージャー、生活相談員、看護職員
管理栄養士、事務職員、その他必要に応じ
- 身体拘束等適正化担当者：介護支援専門員
- 委員会開催日程：2 か月に 1 回 第 4 火曜日
- 関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置、運営する事ができる。
- 必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行う事ができる。
- 委員会の検討事項は以下の通りとし、検討内容についての結果は従業員に周知します。
 - ① 身体拘束等について報告するための様式を整備すること
 - ② 介護職員、その他の従業者は身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録する

- とともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること
- ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること
 - ④ 事例の分析にあたっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。
 - ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること
 - ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること
 - ⑦ 入所者への日常的なケアを見直し、入居者が人間として尊重されたケアが行われているか検討する

桜の丘身体拘束廃止委員会の理念

1. 私たちは入居者（利用者）の尊厳を守るためにいかなる時にでも身体拘束を行わないものとする。（責任者の決意と確固たる姿勢）
2. 私たちは、入居者（利用者）の笑顔を多く見られるように援助する。
3. 私たちは、入居者（利用者）が安心して安楽に生活できる環境を提供する。
4. 私たちは、入居者（利用者）が自由に自分の意思で行動できるように援助する。
5. 私たちは、5つの基本的ケアを常に検討する。
 - ① 起きる（立つ、歩く）
 - ② 食べる（食事と水分ケア）
 - ③ 排泄
 - ④ 清潔
 - ⑤ アクティビティー（良い刺激）の援助を充実させると共に、
 - ・ 身体疾患
 - ・ スタッフの関わり方
 - ・ 環境についても常に検討する。

3.身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

従業員に対する身体的拘束の適正化のための研修の内容は、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針に基づき適正化の徹底を行う事を目的とします。

- 研修プログラムを作成し、年2回以上開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施する。

- 研修の実施内容、参加者等を記録し保管する。

4.施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本指針

桜の丘の基本方針として入居者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「拘束をしない介護」を行いますが、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には以下の報告方法をとる事とします。

- 当日出勤者にて緊急のカンファレンスを開き、緊急やむを得ず身体的拘束を行う判断となった場合、療養部主任、（主任不在時は副主任）にて課長に報告。課長より、事業部長、施設長への報告を行う。
- 緊急「身体的拘束適正化検討委員会」を開催し、身体的拘束の実施状況の報告、対応等について話し合う。

5.身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束等発生時の対応については以下の手続きをとります。

「緊急やむをえない場合」を判断する体制・手続き

1.緊急やむをえない場合とは

- ① 緊急やむをえない場合とは、予測し得ない状況の発生により入居者本人またはその他の入居者などの生命、身体を保護するために応急的に対応する場合を言う。
- ② 緊急やむをえないとは、入居者本人にとっての状況であり、事業者側の状態ではない。
- ③下記の3点 **切迫性**・**非代替性**・**一時性**すべての要件を満たすことが必要。

切迫性・・入居者（利用者）本人がまたは他入居者（利用者）の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

非代替性・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

一時性・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 「緊急やむをえない場合」を判断し「身体拘束」を行う場合の手続き

(A) 日中の場合

1. なぜ、拘束を必要とするのか、当日出勤スタッフで緊急カンファレンスを行う。
2. 拘束が必要となる原因を見直す。
3. 拘束の代替性の検討。(他に工夫はないか?)
4. 緊急性、切迫性の検討。
5. 一時的な行動制限に限定する。(身体拘束を行う時間と方法を定める)
6. 緊急「身体拘束委員会」を開催し再度検討する。
7. 入居者(利用者)またはその家族に、施設管理者もしくはそれに準ずる管理者が身体拘束の内容とそれに伴うリスクの具体的な説明を行い、同意書に署名・捺印を貰う。
8. 身体拘束実施に関する記録を介護日誌に記載する。(身体拘束を行った時間・状況・心身の状況)
9. 身体拘束後から拘束のない状況に向けて解決策の検討を行う。
10. ご家族への状況説明を定期的に行う。

(B)夜間帯(17:30～翌朝8:30)

1. 下記の手順に従い体制をとる。
 - (ア)夜勤者・遅出で対応する。
 - (イ)必要に応じて療養部主任に連絡する。

*夜勤の経験年数が高い職員が対応する。
2. 翌朝(A)の手順で対応する。

「緊急やむを得ず拘束を行う場合」の取り組み

1. 具体的な記録を「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いて日々の状態などの観察、拘束の必要性や方法に関わることの再検討を行い記録する。
2. 1週間単位で検討を行う。
3. 最長4週間までとし、それ以上となる場合には再度身体的拘束等適正化検討委員会を開催し今後の方針を検討する。

記録について

1. 「身体拘束」を行う際は記録を作成し入居者との契約終了後2年間保管する。
2. 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その実施方法及び時間、その際に心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録する。
3. 具体的な記録は「身体拘束に関する説明書・経過記録」を用い、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関わる再検討を行うごとにその記録を加える。
4. 利用者及び家族などは、その記録及び事故報告書を閲覧することができる。

拘束とは

拘束とは、身体拘束及び対応拘束を言う。

1) 「身体拘束禁止の対象となる具体的な行為」以下の11に項目を指します。

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等でチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等でチューブを抜かないように、または皮膚を掻き毟らないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋などをつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用させる。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思であけることのできない居室等に隔離する。

2) 対応拘束とは

- ① 入居者（利用者）の威圧的な言動、対応をすること。
- ② 入居者（利用者）の要望に対し、無視、無関心、介護拒否などをすること。

8.入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ご入所者また当施設の職員がいつでも自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当法人のホームページにも記載する事で、いつでも閲覧できるようにします。

9.その他身体的拘束等の適正化の推進の為に必要な事項

- 身体的拘束等の適正化の推進の為に、上記3による施設での研修の他に、市町村、社会福祉協議会等が行う外部研修にも積極的に参加し、施設サービス提供に関わる職員全体で拘束等がもたらす弊害等についての共通認識を持ち、身体拘束等をしないサービスの提供に取り組みます。

附則

この指針は、平成14年4月1日より施行する。

令和4年4月1日 改訂